## 第2回妹背牛町議会定例会 第1号

令和4年6月16日(木曜日)

#### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
  - 1) 会務報告
  - 2) 例月出納検査報告
  - 3) 有限会社 妹背牛振興公社の経営状況に関する件
  - 4) ふるさと妹背牛応援寄附運用状況について
  - 5) 町長 行政報告
  - 6) 教育長 教育行政報告
- 4 報告第 1号 令和3年度妹背牛町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 5 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて (令和3年度妹背牛町一般 会計補正予算 (第19号))
- 6 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度妹背牛町介護 保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第4号))
- 7 一般質問
  - 1) 鈴木正彦議員
  - 2) 渡 辺 倫 代 議員
  - 3) 石 井 喜久男 議員
  - 4) 小 林 一 晃 議員
  - 5)田中春夫議員
  - 6) 広田 毅議員
- 8 議案第27号 妹背牛町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 9 議案第28号 妹背牛町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 10 議案第29号 深川地区消防組合規約の一部を変更する規約について
- 11 議案第30号 北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約について
- 12 議案第31号 北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約について
- 13 議案第32号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約について
- 14 議案第33号 令和4年度妹背牛町一般会計補正予算(第3号)について
- 15 議案第34号 令和4年度妹背牛町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)に

ついて

- 16 議案第35号 令和4年度妹背牛町介護保険特別会計(サービス事業勘定)補正 予算(第1号)について
- 17 発議第 6号 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・ 強化を求める意見書
- 18 発議第 7号 食料安全保障の強化を図る新たな国の予算確保と国民への理解醸成を図る意見書
- 19 議員の派遣について
- 20 閉会中の所管(所掌)事務調査の申し出について

#### ○追加日程

- 1 議案第36号 妹背牛町企業版ふるさと納税基金条例の制定について
- 2 議案第37号 工事請負契約の締結について(令和4年度農業水路等長寿命化・ 防災減災事業4丁目集水路修繕工事)
- 3 議案第38号 工事請負契約の締結について(令和4年度橋梁長寿命化修繕工事 (小谷橋))
- 4 議案第39号 物品購入契約の締結について (令和4年度雪寒機械小型ロータリー除雪車購入事業)
- 5 議案第40号 物品購入契約の締結について(令和4年度公共施設除雪用ホイー ルローダー購入事業)

## ○出席議員(10名)

3番 鈴 木 正 彦 君       4番 石 井 喜久男         5番 広 田 毅 君       6番 佐々木 和 夫         7番 小 林 一 晃 君       8番 田 中 春 夫	君
7番 小 林 一 晃 君 8番 田 中 春 夫	君
	君
	君
9番 赤 藤 敏 仁 君 10番 渡 会 寿 男	君

## ○欠席議員(0名)

### ○出席説明員

町		長	田	中	_	典	君
副	町	長	滝	本	昇	司	君
教	育	長	石	井	美	雪	君
総系	务 課	長	北	口	信	彦	君
企画	振興調	果長	廣	澤		勉	君

住民課長 石 井 昌 宏 君 健康福祉課長 河 野 和 浩 君 健康福祉課参事 廣 田 龍 子 君 建設課長 西 慎 君 田 也 教育課長 Щ 下 英 俊 君 農政課長 横 憲 君 井 農委事務局長 清 水 野 勇 君 代表監査委員 菅 原 竹 雄 君 農委会長 瀧 本 賢 毅 君

# ○出席事務局職員

 事務局長
 菅
 一
 光
 君

 書
 記
 笹
 尾
 翔
 大
 君

#### ◎開会の宣告

○議長(渡会寿男君) ただいま議員全員の出席がありますので、これより令和4年第2 回妹背牛町議会定例会を開会します。

今般クールビズの期間でございますので、上着の着用は各自の判断でよろしいかと思いますので、よろしくお願いいたします。

#### ◎町長挨拶

- ○議長(渡会寿男君) 町長より挨拶の申出がありましたので、ご紹介します。 町長、どうぞ。
- ○町長(田中一典君) 皆さん、おはようございます。

最初に、6月15日水曜日北海道新聞におきまして誤報というか、訂正がございましたので、このことだけ先にお話をさせていただきます。妹背牛町が7から9月分の水道料金、基本料金を減免するとありましたが、これは本日16日の北海道新聞に訂正が小さく載っておりましたが、秩父別町の誤りだということで北海道新聞のほうから謝罪と訂正の言葉がありましたので、もし皆さんのお耳に入りましたらそのほど町民のほうにお伝えいただけるとありがたいと思います。

また、6月11日には空知町職員野球大会、議長さんも応援に来てくれましたけれども、議長さんの帰られた後非常な激戦が行われ、1ラウンドは北竜に、2ラウンドは秩父別に激戦の末快勝いたしまして、地区予選突破ということで空知のほうに向かわせていただきます。私も野球はほとんど知らない人間だったのですけれども、生まれて初めて興奮させられまして、年配の選手と若い新しい選手が一緒になって戦う姿に妹背牛町の役場の、そしてまた町の未来を見たような気がいたしました。本当に楽しい1日でございました。

さて、本定例会に先立ちまして、田んぼには稲がしっかりと活着しておりまして、すがすがしい新緑の季節が始まったと思います。米価の下落基調、農業資機材の高騰、肥料の高騰、さらには4年後の水田活用交付金の推移を注視しながら、それでもなお出来秋への期待を大きくする季節となりました。また、コロナ禍のあおりに加え、ロシア、ウクライナ紛争、そしてそれを受けたような世界情勢の中、町民全てに関わる燃料の高騰、物価の高騰が起こっております。

また、新型感染症は徐々に収束の方向に向かっておりまして、ウィズコロナの生活にも現実的な指針が政府のほうから盛り込まれている中でございますが、希望者には本町でも第4回目のワクチン接種を準備しているところでございます。現状一旦縮んだ経済活動を再度活性化させるのは本当に至難の業ですが、町民の協働の力と議員皆さん一緒に知恵を凝らして移住定住、地域産業の安定、また子育て、教育環境の整備に力を注ぎながら、妹背牛町も少しずつ明るさを求めて動いていきたいと念ずるところでございます。

これらの状況にご理解をいただきながら、本定例会に付されました議案を慎重審議の

上可決いただきますようお願いを申し上げまして、定例会開催の挨拶といたします。よろ しくお願いいたします。

#### ◎開議の宣告

○議長(渡会寿男君) 直ちに本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

#### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(渡会寿男君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、渡辺倫代君、鈴木正彦君を指名します。

### ◎日程第2 会期の決定

○議長(渡会寿男君) 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、6月16日と17日の2日間にしたいと思います。 これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 異議なしと認めます。 したがって、会期は2日間と決定しました。

#### ◎日程第3 諸般の報告

○議長(渡会寿男君) 日程第3、諸般の報告を行います。

1、会務報告、2、例月出納検査報告、3、有限会社妹背牛振興公社の経営状況に関する件、4、ふるさと妹背牛応援寄附運用状況について、以上4件はお手元に配付したとおりでありますので、お目通し願います。

#### ◎町長の行政報告

○議長(渡会寿男君) 5、町長の行政報告を行います。町長、どうぞ。

○町長(田中一典君) (登壇) それでは、3月の第1回定例会以降の行政報告をさせていただきます。

まず初めに、町民各位におかれましては、新型コロナウイルス感染症の拡大により、多くの制限の中で日々の生活をお送りいただき、さらには感染防止対策にご協力をいただいておりますことに衷心よりお礼を申し上げます。また、医療関係者など対策の最前線でご尽力いただいている皆様方をはじめ、感染拡大により日常生活に影響を受けながらご苦労されている全ての皆様に心から感謝の気持ちを送らせていただきたいと存じます。

さて、令和4年度の需給調整実施状況についてですが、本年産の米の生産目安は2,2 07.1~クタールになっております。6月3日現在の状況では主食用米の作付面積が1, 900~クタール、主食用米の需要減に伴う国の作付転換推進により307~クタールが 不足している現状でございます。これにより転作率は38.4%となり、作物等の内訳で は例年どおり秋まき小麦が一番多く590.2~クタール、次に飼料用米等の新規需要米 331.92~クタールとなり、転作全体では1,186.43~クタールで、昨年比7 0.3~クタールの増加となっております。

2番目に、令和4年産計画出荷米の予定数量でありますが、飼料用米等の新規需要米の増加に伴い前年度から1万766俵ほど減少しまして、本年度においては17万8,572俵となっております。

3番目の水稲の生育状況についてでありますが、6月1日現在における普及センターからの情報によりますと、草丈、葉数、茎数とも平年を若干下回っておりますが、遅速日数は2日早いという状況になっております。

4番目に、建設工事の発注状況についてでありますが、お手元に添付してございますので、後ほどお目通しをいただきたいと思います。

5番目の主な政務につきましてご報告いたします。北海道内の自治体では初めての取組として、JR妹背牛駅のホームに妹背牛の駅名案内板を設置し、4月28日の公開をさせていただきました。町のキャラクターをモチーフにした駅名案内板は1番線下り、そして2番線上りの2種類ありまして、カーリングのストーンに浮かび上がるあいもちゃん、これが下りです。愛くるしいウッチーのデザイン、これが上りになりますけれども、ここに多くの観光客が訪れているようでございます。5月9日から5月11日に私は上京し、農水省及び道内選出の国会議員をはじめ、農水関連の要職にある国会議員及び農水大臣、農水副大臣2名を訪問し、水田活用の直接支払交付金の見直しに関して要望を行ってまいりました。同じく6月2日から3日の上京の際には国交省、財務省及び道内選出議員を訪問し、雨竜川水系の治水促進について要望を行ってまいりました。その他の政務につきましては、後ほどお目通しを願います。

6番目に、今後予定されている主な行事についてでありますが、8月7日日曜に、今回 に限り名称をもせうし町民焼肉まつりに変更し、感染症に充分留意し、短縮した形で実施 する予定となってございます。

以上で行政報告とさせていただきます。

○議長(渡会寿男君) 町長の行政報告を終わります。

#### ◎教育長の教育行政報告

- ○議長(渡会寿男君) 6、教育長の教育行政報告を行います。教育長。
- ○教育長(石井美雪君) (登壇) 3月1日から5月31日までの教育行政について報

告いたします。

一般庶務関係は、3月23日、第3回教育委員会会議を開催し、学校医の委嘱をはじめ、 教職員を含む教育委員会職員の人事異動について報告を行っております。4月12日、第 1回空知管内市町教育委員会教育長会議において、空知管内教育推進の重点が示されました。

次に、学校教育です。小中学校の卒業証書授与式及び入学式は、来賓の縮小と時短にて開催されております。3月7日、第2回臨時校長会では、まん延防止等重点措置の改定及び空知教育局からの情報共有を行っております。30日には高齢者叙勲の伝達式を鷹栖町で行っております。5月29日、低温、強風の中ではありましたけれども、子供たちが楽しみにしていた中学校体育大会が無事に終了しております。

次に、社会教育関係です。4月18日、第1回社会教育委員の会では、令和4年度の社会教育推進事業計画案の承認をいただいております。19日は地域おこし協力隊のご協力をいただき、ベトナム文化に触れてみようを開催しております。

その他の事項につきましては後ほどお目通しをお願いしまして、教育行政の報告といたします。

○議長(渡会寿男君) 教育長の教育行政報告を終わります。

## ◎日程第4 報告第1号

○議長(渡会寿男君) 日程第4、報告第1号 令和3年度妹背牛町一般会計繰越明許費 繰越計算書についての件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

- ○総務課長(北口信彦君) (説明、記載省略)
- ○議長(渡会寿男君) これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 質疑を終わります。

これで報告第1号の報告を終わります。

#### ◎日程第5 承認第6号

○議長(渡会寿男君) 日程第5、承認第6号 専決処分の承認を求めることについての 件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

- ○総務課長(北口信彦君) (説明、記載省略)
- ○議長(渡会寿男君) これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 質疑を終わります。 これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 討論を終わります。

お諮りします。承認第6号は、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 異議なしと認めます。 したがって、承認第6号は、承認することに決定しました。

### ◎日程第6 承認第7号

○議長(渡会寿男君) 日程第6、承認第7号 専決処分の承認を求めることについての 件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長。

- ○住民課長(石井昌宏君) (説明、記載省略)
- ○議長(渡会寿男君) これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 討論を終わります。

お諮りします。承認第7号は、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 異議なしと認めます。

したがって、承認第7号は、承認することに決定しました。

#### ◎日程第7 一般質問

○議長(渡会寿男君) 日程第7、一般質問を行います。 質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

最初に、3番議員、鈴木正彦君。

○3番(鈴木正彦君) (登壇) 通告に従いまして、一般質問いたします。

まちづくりについて、観光の振興についてお伺いいたします。町長の令和4年度町政 執行方針の中に観光の振興において、誘客施設でもあります妹背牛温泉は、昨年行った温 泉改修に関する効果検討を踏まえた温泉改修に関わる実施設計を策定し、将来的な維持運 営を見据えた健全な運営に努めてまいります。遊水公園うらら及びカーリングホールにつ いては、老朽化の著しい施設、設備の改修を行い、特に公園遊具の大規模改修を行うこと によりさらなる充実を図り、遊水公園うらら、カーリングホール、妹背牛温泉ペペルを観光資源の核とした中で本町の魅力を発信し、観光客や交流人口の増加につなげていきたいと考えております。また、ふるさと応援寄附や移住施策のPRともリンクした観光につながるような取組を積極的に行ってまいりますとのことでした。

そこで、本町と近隣の町村を比べたときに観光協会の存在が大きな動きとして浮かび上がってまいります。現在の本町においては企画振興課が大変頑張っておられ、さらに地域おこし協力隊として広報を担当してもらえる人材も確保されております。ですが、行政単独ではなく、商工会やJAなどの団体、さらには民間の協力を仰ぎながら、さらなる情報発信が必要と考えます。あえて観光協会と表現しましたが、今後の交流人口増加、移住定住政策や特産品の開発など大きな働きが期待されると考えますが、町長の考えをお伺いいたします。

以上、再質問を留保し、終わります。

- ○議長(渡会寿男君) 答弁願います。企画振興課長。
- ○企画振興課長(廣澤 勉君) 議員ご質問の観光の振興についてご答弁申し上げます。 近隣の市町では、例えば大規模なイベントの開催ですとか、あとは有料の観光施設などがございます。そのことによりまして観光収益を主として経営している事業者もあるというふうに考えてございますので、そのようなところには観光協会というような組織が存在するのではないかと推測するところでございます。観光協会とは自治体と営利を目的とする民間との中間的な存在として公益的な観光事業を推進する目的で設立されるものでありまして、町が立ち上げて推進するものではなく、町としましては組織の構成員となり、支援する立場にあると考えてございます。したがいまして、本町において観光協会なる組織を設立することに関しましては、行政主導ということではなく、周りからそういった機運が高まった場合には町はその整備等に協力してまいりたいと考えてございます。

また、本町の観光振興に関しましては、第9次の総合振興計画の中でも空知管内及び北空知管内の市町と連携し観光ルートの開発や観光振興体制の強化を行い、広域観光を視野に入れた事業を展開し、同時に既存の観光施設、設備の改修、更新を計画的に行い充実を図るというふうにうたってございます。つきましては、現在観光及び交流人口の増加につながる情報発信としましては、テレビ、ラジオ、インターネット、雑誌等を活用して積極的に行ってございます。その際には民間を含め、様々な方々にご協力をいただいているところでございます。また、移住定住や特産品開発などにつきましても、正直申しますと専門的なノウハウがなくてはなかなか推進が難しいと考えてございます。今後につきましては業者委託も視野に入れた形で取り組んでまいりたいと考えてございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁といたします。

○議長(渡会寿男君) 答弁が終わりました。再質問ありますか。 3番議員、鈴木正彦君。 ○3番(鈴木正彦君) 今ほど答弁をいただきました中で、まず行政が積極的につくるものではない。民間等の町民の声の高まりによってというような答弁でありましたが、今現在うららの中の滑り台であるとか、先ほど町長の挨拶の中でもありましたように駅の案内板の改修であるとか、もっと大きくなると妹背牛温泉ペペルの大規模改修を行わなければならない時期に来ているだとか、そういうことを考えますと、最初の2点については当然覚悟が必要なのですけれども、温泉につきましてはこれから集客をしなければならない、どんどん、どんどん情報発信をしていかなければならない、そこのところをまず注意していかなければならないと思うのですが、最初にも言いましたように企画振興課が頑張っておられます。広報担当の協力隊もできました。ですが、凝り固まった頭というのは言い方が変かもしれませんけれども、いろいろな人間のアイデア、これが必要になってくるのではないのかなと。それを集め生かすためにも、観光協会という言葉を使いましたが、観光協会に限らず、積極的情報発信というところにおいて、例えば特産品開発におきましても開発し、ふるさと納税の返礼品に考えるというのはあることかもしれません。ですが、特産品をつくるための行為ではなくて、妹背牛町をアピールするためのアイテムでなければならないと思います。民間でつくる特産品とはちょっと意味が違うのではないのかなと。

皆さんの血税を使って特産品を開発したい。当然売れるというか、アピールできるものにしていかなければならない。例えば温泉であれば、現状ではお客さんに来ていただいて、こんなものがありますよ、特産品ですよというような受け身な特産品のアピールではなくて、協会をつくることによって、説明にもありましたように収益を上げるようなものにならなければならない。収益というところを上げないと、せっかくつくった特産品も宝の持ち腐れになっていくのではないか。そんなことを考えると、協会というようなチームをぜひともつくるべきではないのかな。町民の声が集まればでなくて、町民の声を集められるような動きも必要になるのではないのかな。そのきっかけづくりをすることも行政の仕事の1つではないのかなと考えます。

地域おこし協力隊のことにつきましても現状募集されて、4年前でしたか、2名の協力隊員に来ていただいて1名退職、残念ながら妹背牛町を去られた。後釜を募集してもなかなか集まらないよと。地域おこし協力隊につきましては、本来の目的の3年間いろいろ活動していただいて、最終的には起業、創業していただきながら定住していただけるような人材育成というのも目的の中にあるはずです。であるならば、それを目指した人材を募集するためにも情報発信であるとか商品開発、難しいかもしれませんけれども、出来上がった特産品をアピールするという立場は間違いなくできるのではないのかなと。そういう人材を3年間で本気になって育てる、そのためにも今提案した観光協会に近いような組織が必要になるのではないか、そういうふうに考えております。

そんなことを含めながら、再々質問を留保し、質問を終わります。

○議長(渡会寿男君) 答弁願います。

企画振興課長。

○企画振興課長(廣澤 勉君) 再質問に対しましてご答弁申し上げます。

仮の名称として観光協会ということで捉えさせていただきますが、1回目の答弁のときにもお答えいたしましたが、行政主導というのはいかがなものかというのは本音としては思ってございます。例えば町内の各団体との連携でいいますと、町の大きなイベントとしましては町民まつりですとか豊年盆踊りとかがございますが、それに関しましても農協さん、商工会さん、町で構成された実行委員会をつくりまして運営等について協議しているところでございます。既にそういった連携も図られているというふうに考えてございますし、仮に観光協会なる組織を立ち上げるとなった場合に考えることとしましては、名ばかりの組織では意味がないということで、例えばその組織を立ち上げた場合、通年でその組織の中でそういった業務があるのかですとか、当然人を雇用するというような問題もございます。組織なので法人等にしなくても任意団体としても成立はするところでございますが、そういった問題もありますので、本当に独立した組織として成り立って運営というものができるのか、簡単なことではないというふうに考えてございます。

ただ、そういった機運が高まりまして組織ができた場合には議員おっしゃるように、地域おこし協力隊という人材を確保するために町が募集しまして、そちらの組織に勤務していただくというような流れは可能かと考えてはおります。ただ、現段階では、先ほどの繰り返しになりますが、町としましてもできる限り町の魅力ですとか知名度の問題等もございますので、全力を挙げて発信に努めているところでありますし、新しい発信の仕方としてSNS等を使った形も、先ほど少し話題に上がりましたが、今広報担当で来ていただいている地域おこし協力隊の方にも積極的に発信していただいているところでございます。いずれにしましても町が主導してやるという形でこういった動きをしても現状とさほど変わらないのかなと思いますが、議員おっしゃられるようにきっかけづくりというのは必要かというふうに考えてございますので、その辺りについては考えていきたいなというふうに考えてございます。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁といたします。

- ○議長(渡会寿男君) 答弁が終わりました。再々質問ありますか。
  - 3番議員、鈴木正彦君。

○3番(鈴木正彦君) 行政主導ではなかなか難しいであろうと。最後に言われたきっかけづくりになればというような発言、ほんのちょっとの言葉でございましたが、いい言葉が引き出せたのかなというような気がしておりますが、特産品の今後の開発、これからも町内でいろんなことが行われながらいろんなものが登場してくれることを願っておるのですけれども、オータムフェストも長いこと行かれて職員さんも頑張っておられる。あれは形としては農振協主導という形になっているのでしょうか。現状でいくと確かに出店されて頑張っておられる。私も何回も見に行かせていただいて様子を見ておりますと、大変頑張ってアピールされておられる。だけれども、その先の収益、町のアピールで人を呼ぶためなのか、あのブースは一体何なのかというような、ちょっとテーマずれていますけれど

も、そこのところでもし観光協会なるものがあれば、もっと積極的な収益を目指したいろんな売り方ができるのではないのかな、アピールの仕方ができるのではないのかなというような気がしております。

今後機運を高めるためにもぜひともきっかけづくりをしていただいて、年間通して雇用するのは難しいかもしれません。お金を生み出さなければ人間は置けないですから大変なのは分かります。ですが、将来的に移住定住活動をもっともっと有効にするためにも、温泉の地域資源の有効活用のためにも、もう少し積極的なきっかけづくり、それをぜひともしていただきたいかなというような気がしております。こんなことをしゃべっておりますけれども、町長の執行方針にもありましたように、温泉の大改修をした後は観光資源を大事にする、情報発信も一生懸命する、移住定住政策にも絡めていきたいというような執行方針でしたので、ぜひとも町長の今後のお考えをお伺いいたしたいと思います。

終わります。

- ○議長(渡会寿男君) 答弁願います。町長。
- ○町長(田中一典君) 議員の再々質問にご答弁をさせていただきます。

観光につきましては、本町では近隣の大々的な地域間競争には派手に加わることはしておりません。しかしながら、地域資源として存在する自然、お米を含めた基幹産業もあります。歴史、文化、食、数は少ないのですけれども、非常においしいトマトジュースとかも作られております。これらを生かした観光づくりを行うことが、継続的に無理のない観光振興へとつながるものと考えております。現在は遊水公園うらら内のウオータースライダーの横に遊具施設を新規で造っている最中で、7月31日に恐らく竣工されると思います。また、パークゴルフ場、カーリングホール場などがペペル周辺にまとめられておりまして、遊び、癒やし、食事の連携をこれからも図っていく気持ちでございます。

町といたしましては、今後の観光開発においては、鈴木議員もご指摘なさったように、立命館慶祥高等学校と本町の観光開発に携わっていただいた経験もございます。そんな中からJRとの非常に厳しい折衝の末、本来ならなかなか難しい駅名板というのを設置させていただく方向にも進ませていただきました。小さな動きなのですけれども、鈴木議員おっしゃいますように、オータムフェストは見えるような形でどういうふうに収益が還元されているのかというご質問もありました。私としては、毎年毎年少しずつ右肩上がりに伸びているふるさと応援寄附金の増加の中にその数字は表れていると思いますけれども、恐らく鈴木議員は基幹産業であるお米だけではなくて、もうちょっと発展の余地がないか、そういうところに目を配る人材、あるいはそういうものを取り寄せながら私たちの町が発展していくことを願っておられるのだと思いますし、私はその気持ちは非常によく分かるつもりでございます。できるならば商工会、それから農協関連のほうからそういう声をまとめて提案なさってくるとか、そういう動きも行政としては非常に強く歓迎しておりますので、そんな中で機運をぜひ盛り上げていく力をお貸しいただきながら、行政もまた頑張

っていく所存でございますので、これをもちまして答弁とさせていただきます。

- ○議長(渡会寿男君) 以上で3番議員、鈴木正彦君の一般質問を終わります。 続きまして、2番議員、渡辺倫代君。
- ○2番(渡辺倫代君) (登壇) 通告に従い、質問させていただきます。

まず、適正に管理されていないと思われる空き家のうち、所有者及び管理者が不明な空き家について質問いたします。平成30年12月議会において空き家の実態把握と対策についてを質問させていただきましたが、以降令和元年8月には適正管理に関する条例の全面改正や空き家対策協議会が設置され、国の補助体制の要件が妹背牛町も整いました。昨年の6月議会において広田議員が質問され、実態調査等の数字、また所有者と連絡がつく場合はアンケート調査も行われて、活用や解体などの空き家対策に生かされているとお聞きいたしました。今現在も、そしてこれからも問題になってくるのは、所有者、管理者が分からないものと、管理者は分かっているが、町からの連絡に何ら対応がない、そういう空き家だと考えます。

そこで、管理者の判明、不明にかかわらず、管理が適正にされていない住宅の洗い出しや詳しいリストは作っておられると思うのですが、1番目、今現在既に倒壊や飛散のおそれがある空き家であると把握しておられる数は幾らぐらいありますでしょうか。2番目、さらに今後問題になるであろう空き家の数は幾つでしょうか。3番目、そしてその中でも所有者不明あるいは連絡がつかないものは何件で、それらの今後の扱いといいますか、非常に対応は難しいと思いますが、その先どのような対応、対策を考えておられるのかをお伺いいたします。

次に、1つの空き家に特化して質問するのは個人情報の問題もあろうかと思いますが、 商工会駐車場側の空き家について、身近に目にすることと町内会の方々からも要望やお尋 ねがございますので、お聞きさせていただきます。商工会駐車場側空き家、仮にA空き家 と呼びますが、A空き家は、リストの中では所有者とは連絡が取れている空き家なのかど うか、また現在でさえ既に管理する責任が果たされていない状態が続いていますが、今後 もこの状態が続くことへ行政として対策を取る方法などお考えをお伺いいたします。

再質問を留保して終わります。

- ○議長(渡会寿男君) 答弁願います。企画振興課長。
- ○企画振興課長(廣澤 勉君) 議員ご質問の空き家の適正管理についてご答弁申し上げます。

まず、ご質問と順番が前後してしまうかもしれませんが、所有者及び管理者が不明となっている空き家についてという点でございますが、基本的にはございません。ただ、令和2年度に実施しました空き家アンケートの中で、送付先が不明ということで届かなかったものが5件ほどございました。

また、今後問題になるだろうという住宅の把握につきましては、毎年行っている実態

調査の中で、国土交通省住宅局の住宅の不良度の測定基準というものがございまして、それに基づき判定を行っているところでございます。昨年度の調査時点では、不良住宅とされた空き家は9件ございました。また、所有者、管理者が判明していない場合ですとか、判明していても連絡が取れない場合につきましては、空き家等対策の推進に関する特別措置法というものがございます。また、戸籍法、住民基本台帳法、これによりまして町は登記情報や戸籍、住民票情報を取得することができまして、それによって追跡調査をすることが可能となってございます。ただ、そういった場合には緊急性、重要性などを鑑みまして、空き家等対策協議会に諮った後に関係機関に申請するような流れとなってございます。

本町におきましてはこのような不良住宅がありますが、管理不全空き家の認定という形について考えますと、空き家等対策計画でうたっているとおり、その認定につきましては町民の生命、身体または財産の保護に関しまして、また生活環境の保全のために講ずる必要がある場合、そういう措置が必要といった場合には認定という流れになってございますので、現段階では管理不全空き家の認定というものは行ってございません。仮に管理不全空き家として認定された場合には、条例及び計画に基づきまして助言、指導、勧告等の段階を経て手順を踏むようなことになるというふうに考えてございます。

次に、2点目の商工会駐車場裏の空き家ということでございますが、先ほど説明しましたとおり、この空き家に関しましては不良住宅というような形で捉えてございます。定期的に管理者であります親族の方へはその建物の状況をお知らせしたり、あと建物の管理義務についての説明、また町の住宅等撤去費助成制度がございます。それを活用した中で建物の解体撤去ということができるという、そういった周知もしているところでございますが、なかなか対応していただけない状況にございます。

以上、答弁といたします。

- ○議長(渡会寿男君) 答弁が終わりました。再質問ありますか。 2番議員、渡辺倫代君。
- ○2番(渡辺倫代君) 今課長のほうから状況を答弁いただきましたが、もちろん大前提であり、どのような状態であっても管理責任は所有者にあるというのが基本であるというのはよく分かっているつもりであります。ただ、国も市町村に対して、空き家を活用することや空き家を除去することに先ほど課長が言われた特別措置法、平成26年にできたものを積極的に活用して対策をしてくださいと言っています。なかなか進まないのが現状ですし、当町のような過疎、人口減少、空き家が目立つ田舎では、幾ら国からの補助、そして法律があるとはいえ、行政が積極的に除去とはいかないというのが現実だということも分かっているつもりです。

先ほど課長が言われたように、国は、1つ目に倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態のもの、著しく衛生上有害となるおそれのある状態のもの、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態であるもの、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にある空き家を特定空き家と呼んで

いるということになっていますが、妹背牛町は、先ほど課長言われましたが、特定空き家という認定ではなくて、管理不全空き家という形で対策協議会の中で決めておられると伺っています。これは、国との文言の違いを明確にして、国で言うところの特定空き家ではないけれども、妹背牛町空き家等対策適正管理に関する条例規則にのっとって管理不全空き家を助言や指導、勧告、命令という順序で段階的に認定していくということでよろしいわけですね。先ほど課長は、空き家対策協議会において認定はないと答弁されました。国の令和3年3月の資料を見ますと、助言、指導は平成27年度は全国的に2,206件だったのですが、令和元年には5,394件、5年間の合計を見ますと1万9,029件になっているのです。だんだんと法律も浸透して、助言、指導、そして勧告まで進んでいるというのが現状だと思います。ですから、妹背牛町において管理不全空き家に対して助言、指導、次の段階の勧告などが行われていっても差し支えないのではないだろうかと思います。

その方法でいきますと商工会駐車場側の空き家は、先ほど不良住宅であるという認識であるということでしたが、その空き家に対して写真を送付したり状況を伝えてお知らせしてあるとお聞きいたしました。しかし、もう一歩法律に基づいた助言、指導、そして勧告ということも考えてみられる段階に来ているのではないかなと私は思います。5年前にもそこの写真を撮らせていただきまして、今回も商工会さんへお断りして駐車場側から空き家の写真を撮らせていただきました。5年前の写真と比較しますと変わらず荒れ放題なのですが、大きく陥没したりというふうには見えません。しかしながら、確実に壁の板があったものが抜け落ち、穴は大きくなり、荒廃は進んでいます。既に管理する責任が果たされていない状態は久しいと思います。責任は所有者にあるの論理でいきますと今後もこのままということなのでしょうと思いますが、風が吹くとものが飛んできたり、この空き家の周辺の方々からいろいろお聞きする状態になっています。行政への苦情や要望は届いていないのでしょうか、その辺もお聞きしたいと思います。

多くの空き家に対して時々ニュースになります行政代執行の実績件数は、全体で見ますと全国ではわずか、令和2年度末で69件しかありません。800万戸を超える空き家に対して69件というのは、行政代執行というのが難しいことであるというのは分かるのですが、国交省が令和2年の3月末に出した資料には市町村の取組による管理不全空き家の除去等の状況というのが1ページ出ておりました。そこには、特定空き家であるもの、そうでないものを含めて8万9,808件の物件が市町村の取組で除去などが行われていると記されておりました。妹背牛町は空き家対策計画も作成されておりますし、協議会も設置されておられますし、空き家対策総合支援事業の補助対象の要件を満たしていますので、修繕であるとか樹木の伐採などを含めて今の状況を少しよくする方法などはないものだろうかというのをお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長(渡会寿男君) 答弁願います。

企画振興課長。

○企画振興課長(廣澤 勉君) 再質問に対しましてご答弁いたします。

今ほど議員おっしゃられたとおり、不良住宅等に関して苦情という点で申し上げますと、 特段先ほど言いました商工会のほうの住宅に関しましてのご意見、苦情等に関しましては こちらのほうには届いてございませんが、防犯上だとかいろんな要素がありますので、ほ かの部署、例えば警察、消防等にそういった連絡が入っている可能性もございますので、 そこら辺は積極的に情報の共有を図ってまいりたいというふうに考えてございます。また、 そういった住宅に対する助言、指導ということでございますが、個別に協議会に諮った後 にそういった必要性があるというようなご意見等をいただいた中で行政として助言等を行ってまいりたいというふうに考えてございます。

今年、空き家の対策に関しまして新たな取組も行ってございます。今年の1月に民間2社と協定を締結してございまして、そのうちの1つは空き家の解体費用のシミュレーションができる空き家等の除去促進に係る連携協定というものを結んでございますし、もう一社につきましては、ただでもいいから処分したいというような物件がある場合の方を対象としました無償譲渡物件の不動産マッチング支援サイトというものがありまして、こちらの企業とも提携を結んでいるところでございます。これらによりまして新たに所有者、管理者が空き家の処分に踏み切れるきっかけづくりができたのではないかというふうに考えてございますし、これらについて積極的にPRしていきたいというふうに考えてもございます。

また、先ほど言いました手順、行政代執行につながるまでの助言、指導、勧告、命令等の流れにつきましては、これはあくまでも代執行を行うための手順を踏むというようなルール上の話ではありますが、それとは別に、言葉が適切かどうかは分かりませんが、助言、指導といったような形で、管理義務だとかという部分の意識が薄いのかなという部分も感じてございますので、そこら辺の法的な部分、助成等によって空き家の処分が解消できるというような方法等についてもPRしてまいりたいし、個別に連絡のつく所有者に関しましては発信していきたいというふうに考えてございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長(渡会寿男君) 答弁が終わりました。再々質問ありますか。 2番議員、渡辺倫代君。

○2番(渡辺倫代君) 企画振興課長から、空き家対策に対して町が行政としてできる 対策は今後も進めていく、PRなど答弁で言っていただきました。これからも増えていく であろう管理者が不明な空き家、それから所有者が分からない空き家、そのようにならな いため、また一件でも減らすために、所有者が転出される、またお亡くなりになられると き、相続手続が行われるなどの情報は先ほど課長が言われたように町で把握できるわけで すから、様々なタイミングで周知も含めた対策を対象者により小まめに行うことがこれか らも重要であると考えますが、町長のお考えをお伺いいたします。 また、先ほどの繰り返しになりますが、商工会駐車場の空き家に対しまして町長への直接の訴えは受けておられないのでしょうか。強い風が吹くと実際にものが商工会にも飛んでくる。もちろんものが飛ぶのも、仮に車や人を巻き込んで事故が起きても、責任は全て空き家の所有者にありますが、迷惑を受けるのは住民であるということも事実なわけであります。先ほども申しましたが、町の空き家条例に基づく助言、指導、勧告などを行って、任意の行政指導であるとか、除去以外に修繕であるとか茂った樹木の伐採など、国庫補助や単費の事業を使っての方法はできないものでしょうか、お伺いいたします。

そして、もう一点ですが、国庫補助、空き家対策総合支援事業の事業期間が平成28年度から令和2年度までだったところ、5年では道半ばでありますので、昨年令和3年に事業期間が5年間延長になりました。令和3年度から令和7年度までとなりました。国のことですから予測はつきませんし、対策のスピードを上げさせたいだけかもしれませんが、最初の5年、延期の5年、10年を区切りといたしましたら、今の段階で残り4年になります。この補助が打切りになったら何なのかなと思いましたときに、あと残るのは社会資本整備事業交付金での支援が残るかと思いますが、これはもっと少ない交付金の取り合いになるような可能性があって、現実的ではないなというのが本音でございます。空き家対策総合支援事業の事業期間のある間が向き合う大事な期間だと考えますが、この件も町長にお伺いをいたします。

- ○議長(渡会寿男君) 答弁願います。町長。
- ○町長(田中一典君) 議員の再々質問にご答弁を申し上げます。

まず、1点目でございますけれども、私のほうに直接商工会駐車場横の建物につきまして進言するという電話とか報告は今のところございません。ただ、空き家の管理の対策の会議の中で、それが議論の中に入っている建物の1つだということは認識をしておりますし、ここはかなり長い間空き家になっておりまして、たしか後ろのほうの樹木の伐採を12年か3年前ぐらいに近隣の方たちが自分たちで管理者に連絡をしてやっていたという情報は私が町長になる前に聞いたことがございます。そういう意味では、長年空き家の中で生き残ってきた空き家の1つだということは認識しております。

また、国庫補助が令和3年から令和7年まで延びたということですし、この中で何かできないかというふうに私たちも痛しかゆしの中で考えておるところでございますが、現在、助言、指導、勧告、命令、公表、また勧告、最終的には行政代執行、こういう流れが法的にあるのはよく分かっておりますけれども、行政代執行に向かう流れをどんどん加速しますと、放っておいても行政が最後にはやってくれるのだと、お金はありませんよという人が増えることにつながりかねない傾向を持っているやり方の1つだと思います。ですから、先ほど課長も答弁申し上げましたように、指導、勧告の中で持ち主が責任を持ってこれに対してアプローチしてくれなければ困ると。それに対して住宅等撤去費助成制度が有効に活用されているのかどうかということも考えながら、費用の3分の1、上限50万円です

けれども、この中身もさらに将来に向けて精査しながら、どういう方向で除却が進んでい くか、これから鋭意検討していきたいと思っております。

また、妹背牛町で管理不全空き家という名称をつけているものですけれども、国のいわゆる特定空き家とどういうふうに関連するのかということでございますけれども、国は法的な手順を示すだけで、現実的にやり取りをするのは自治体になるわけです。ですから、自治体の中でどのレベルで活動を本格的にしていったらいいか、そういうことを検討する中で今年の1月、民間2社とタッグを組んだ空き家等の除却促進に関する連携協定、それから無償譲渡物件の不動産マッチング支援サイトとの協定、この情報も空き家の所有者、管理者に対して流しながら、町の方針を積極的にお伝えして安全管理に努めていただきたい、そういう方向でこれからも努力していきたいと思いますので、よろしくお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

- ○議長(渡会寿男君) 以上で2番議員、渡辺倫代君の一般質問を終わります。 続きまして、4番議員、石井喜久男君。
- ○4番(石井喜久男君) (登壇) 質問をさせていただきます。

初めに、旧妹背牛高校跡地について、跡地の利用についてお伺いいたします。旧妹背牛高校は平成21年3月に廃校となり、13年が経過しております。5年ほど前には道の無償譲渡の条件として空き地全体の総合計画が必要と記憶しておりますが、論議の中で農業体験施設、町民会館、小中学校移転などの案が出ていました。近年は議論もしていないと思います。今後の跡地利用について3点お伺いいたします。

1点目は、現在跡地利用について道との交渉はどのようになっているのかお伺いいたします。

2点目に、第9次総合計画では町民会館建て替え及び解体が令和9年から計画されています。郷土資料館は老朽化が進み、改修が必要と思いますが、町民会館と郷土資料館を高校跡地に移転するお考えはあるのかお伺いいたします。

3点目に、跡地利用の総合計画案は検討しているのですか、またどのように利用するか、 お考えがあればお伺いいたします。

2番目に、コロナ対策について、ワクチン接種についてお伺いいたします。コロナワクチン4回目接種が国で決まり、60歳以上、18歳以上で基礎疾患、重症化リスクがあり、3回目接種から5か月以上経過の方が対象ですが、本町は8月頃から始まることと思いますが、どのように検討しているのかお伺いいたします。

再質問を留保し、終わります。

○議長(渡会寿男君) 答弁願います。

企画振興課長。

○企画振興課長(廣澤 勉君) 私のほうから議員1つ目のご質問の旧妹背牛商業高校跡 地の利用について、その1点目と3点目についてご答弁を申し上げます。

まず、1点目の道との交渉につきましては、昨年の11月に北海道教育庁総務政策局施

設課との協議を行ってございます。その協議の場で、仮に高校跡地が小中学校の校舎建て替えの建設地となった場合無償譲渡していただけるのかという点について改めて確認したところ、道教委としましては直近で3件ほど公共施設に活用するということで実際に無償譲渡を行っているということ、ましてや仮に小中学校となりますと教育施設ですので、恐らく過去の事例と同じような同等の扱いとなって無償譲渡になるだろうとの回答をいただいているところでございます。小中学校につきましては今後検討委員会の中で建設候補地などの協議が行われるところだと思いますが、道とはお互いに情報を共有しながら今後の方向性、対応を決めていくことを確認しているところでございます。

したがいまして、3点目のご質問の跡地利用の総合計画につきましては具体的な検討はしておりませんが、毎年北海道総務部行政局財産課へ提出している道有未利用地の利用、取得希望調書というものがございまして、その中で本町の計画、またその時点での協議、検討している内容を報告することとしてございますし、その情報については道及び道教委の間でも情報共有していただけるというふうに伺ってございますので、特段総合計画というものは検討してございませんので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁といたします。

- ○議長(渡会寿男君) 2番目、教育課長から答弁願います。
- ○教育課長(山下英俊君) 2つ目の町民会館と郷土館を高校跡地に移転する考えがある のかにつきましてご答弁申し上げます。

初めに、町民会館ですが、今後開催予定の施設整備検討委員会においてどのような施設とするか、また建設地をどこにするかなどを協議する予定となっております。本町では、町民会館の建て替えと並行する形で令和8年度から小中統合校舎の建設を予定してございます。この学校建設につきましては、近年学校施設に他の公共施設、図書館ですとか公民会館、または災害時の避難場所など、そういったものの機能を持たせる複合化というものが増加していることから、本町におきましても検討が必要と考えてございます。学校、公共施設の複合化をはじめ、町民会館としてどのような機能が求められるのか、また学校施設、公共施設をどのように町内に配置することが町民の皆様にとって望ましいのか協議を進めた上で建設予定地が決められるものと考えてございます。

また、郷土館につきましては、町指定文化財の獅子頭をはじめ、本町で発掘された縄文式土器、開拓期以降の各種生活道具など600点余りと昭和中頃の生活、風俗をうかがい知ることができる貴重な版画作品が1,000点余り展示され、建物自体も昭和6年に建設された木造建築物で、明治期のフランスマンサード様式を採用した歴史的にも価値のあるもので、本町の歴史を語る上では大変貴重なものでございます。町の歴史を後世へ伝えるためには建物と展示物を併せて郷土館と考えておりますが、展示されている資料を移転するとするならば、新築予定の学校または町民会館に展示し、児童生徒や町民の皆様が気軽に見ることができるようにすることも1つの選択肢であると考えてございます。いずれにしましても高校跡地への移転につきましては、現在確認できているのは学校施設を建設

する場合であり、町民会館などの移設については細部の確認が必要であると認識してございます。高校跡地への移転が可能となるのであれば、本町にとって長年の課題解決につながるとともに、有利な条件で土地の譲渡も望めることから、有力な候補地であると考えてございます。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

- ○議長(渡会寿男君) 続いて、ワクチン接種について健康福祉課参事。
- ○健康福祉課参事(廣田龍子君) では、私のほうから新型コロナワクチン4回目接種計画と併せまして、3回目の接種状況についてもご答弁申し上げます。

まずは、3回目接種ですが、町内の集団接種は2月22日から開始し、6月8日で終了してございます。12歳以上の2,173名の方が3回目のワクチンを接種しており、全体の接種率は5月30日時点で77%となってございます。国や北海道の3回目接種率は59.5%であることから、比較すると高い接種率と言えると思います。国では若い世代の接種率の低さが課題となっておりますが、国の20から30代の接種率は40から45%であるのに対し本町では60から70%と高くなっており、全体の接種率を押し上げる要因となってございます。

4回目接種につきましては、60歳以上の方と18歳から59歳の基礎疾患がある方などを対象に3回目から5か月経過後より接種できることとなっており、今後対象を拡大するかどうかについては、現在国のほうでも検討されているところです。本町でも既に3回目接種から5か月が経過している60歳以上の医療従事者の方などは接種を終えており、高齢者施設入所者等につきましても順次接種を開始していく予定となってございます。町民の方を対象とした集団接種につきましては、4回目の対象となる60歳以上のほとんどの方が3月に3回目を接種しているため、5か月が経過した8月16日から接種を開始する予定となってございます。8月に6日間実施し、4月に接種した方のために9月28日にも接種日を設け、計7日間実施する予定でございます。ワクチンはモデルナが5日間、ファイザーが2日間となってございます。

予約につきましては、60歳以上の方につきましては3回目までと同様に、保健センターのほうで日時を指定してご案内する予約不要の日時お任せ予約と自分で日時やワクチンを選んで接種できる日時選べる予約の二パターンでご案内する予定でございます。59歳以下の方につきましては接種予約が必要となりますが、6月中旬発送の回覧で4回目接種のお知らせを全戸に配布しており、基礎疾患があり、接種を希望する方はお知らせやホームページを確認の上予約をいただき、予約を受けた後に接種券を郵送する予定となってございます。基礎疾患等の有無につきましては特に証明書等の提出の必要はなく自己申告となっておりますが、当日接種申出書を提出いただき、4回目接種の対象となる理由の確認をすることとなってございます。

今後のスケジュールにつきましては、7月上旬に60歳以上の4回目接種対象者の方 全員に接種券と案内を発送いたします。予約は7月18日からラインとファクスの先行予 約を開始し、電話と来所による予約は7月19日から開始の予定となってございます。予 約の1次締切り終了後の8月1日には59歳以下の方を含む接種予定者全員に接種日時の 案内を送付し、8月16日から接種を開始する予定となってございます。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(渡会寿男君) 答弁が終わりました。再質問ありますか。 4番議員、石井喜久男君。
- ○4番(石井喜久男君) 1番目の高校跡地の利用についてですが、今教育課長から小中学校の移転のときでも資料館のことも中に入れるのかなという答弁がございました。郷土資料館についてはどうにかしないと、このままでは本当に大改修でもしなかったら無理ではないかなと私なりに思っておりますので、その辺はぜひ早い建設のほうに回していただきたいなと思います。

それと、跡地利用について、利用までには何年も今までこういう議論をして置いてあるわけです。跡地の衛生管理、これについては西4町内の町民の方から、雑草が伸びて景観は悪いし、害虫は多いし、水田等の消毒が始まる時期になると虫が大変多くなって環境がとても悪いのだよなというお話も出ております。跡地の環境については、町は道に対してどのように要望していらっしゃるのか、また草刈りの時期というのは道にどのように要望してやっているのか。その辺は町と道とどのようなお話をして、いまだに高校跡地は雑草も刈られておりません。地域住民の害となるような跡地は、町としてもなくさなければならないのでないかなと。利用までの期間の環境整備について、町と道ではどのようなお話をしてどうしているのかお伺いしたいと思います。

再々質問を留保し、終わります。

- ○議長(渡会寿男君) 答弁願います。教育課長。
- ○教育課長(山下英俊君) それでは、再質問についてご答弁申し上げます。

郷土館につきましては、村役場庁舎として建設され、昭和62年12月に郷土館として改修、35年を経過したことから、議員ご指摘のとおり、建物の老朽化による劣化が心配されているところでございます。そこで、早く対応してほしいというご指摘でございますが、現在展示、収納されている資料が先ほど申しましたとおり1,600点余りと膨大であり、獅子頭展示室または大正時代の家屋、生活様式を再現したもの、昔の学校の様子など、テーマごとに区分し展示されていることから、これらの資料を町民会館または学校においてどのくらいのスペースを割いて展示するのか、またどのような展示方法がよいのか、この辺につきまして検討が必要になってくると思ってございます。ただ展示すればよいというようなことのないように、資料を町民会館や学校へ移すことで郷土館の役割が失われないようにしなければならないと考えてございます。郷土館につきましては、町のホームページでは妹背牛町の歴史を大切に保存し、未来への道しるべとして、また郷土愛を育む場として末永く生かしていくことを願うと紹介されてございますので、資料の移転、現施

設の維持、両面からの検討を行い判断すべきと考えておりますので、なるべく早くこのことについては対応していきたいと思いますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長(渡会寿男君) 企画振興課長。

○企画振興課長(廣澤 勉君) それでは、私のほうから跡地の衛生管理という部分でございますが、道の財産ですので、元高校が建っていたということで、窓口は深川西高がなってございます。ただ、過去の経緯、御存じだと思うのですが、なかなか草刈りがやっていただけないような状況もあって、町としましてもかなり強く要望は出しているところです。もともと年1回の草刈りというところで、それでは足りないということで年2回に、たしか3年ぐらい前からそういう形にしていただいております。ただ、天候等によって草の状態だとかが分からない部分、私どもも常に確認しに行けばいいのですけれども、それがなかなかできない中で近隣の町内会の方からこんな状況で大変なのだということを役場におっしゃっていただくようなことがありますので、その際には速やかに深川西高のほうに連絡をしまして、即対応してほしいというような流れにはなってございます。毎年そのようなことでもあれなので、例えば何月のこの週だとかというふうに固定していただきたいというような話もしているのですが、なかなかそういうふうにはやっていただけないというような事情もございますので、ご理解賜りたいと思います。

以上、答弁といたします。

- ○議長(渡会寿男君) 答弁が終わりました。再々質問ありますか。
- ○4番(石井喜久男君) ありません。
- ○議長(渡会寿男君) 以上で4番議員、石井喜久男君の一般質問を終わります。 ここでしばらく休憩をいたします。なお、再開につきましては10時45分にいたした いと思います。

休憩 午前10時28分 再開 午前10時45分

○議長(渡会寿男君) 再開します。

引き続き一般質問を行います。

次に、7番議員、小林一晃君。

○7番(小林一晃君) (登壇) 通告に従いまして質問をさせていただきます。

本町のパークゴルフ場駐車場にペペル米里のメニュー等の案内板を設置して集客、収益につなげてはということで質問をさせていただきます。本町のパーク場は、5月初め頃より10月末まで約6か月間開設をされ、町内外のパークゴルフ愛好者の交流の場として親しまれ、特に各種大会等の折には町外からの愛好者も大勢集まり、午前中いっぱいプレーを楽しんでいるところでございまして、帰りに昼食を兼ねて米里に寄ってくつろいでもら

えるように、パーク場駐車場に米里への案内板を設置して集客及び収益につなげてはという考え方の下で質問をさせていただきます。

再質問を留保し、私の質問といたします。

- ○議長 (渡会寿男君) 答弁願います。
  - 企画振興課長。
- ○企画振興課長(廣澤 勉君) 議員ご質問のパークゴルフ場への米里の案内板の設置についてご答弁申し上げます。

議員がおっしゃるとおり、パークゴルフ場の利用者の方々にペペルのレストラン米里に立ち寄っていただきたいという思いは同じでございます。ですが、町内には昼食を提供している飲食店がほかに四、五軒ほどございます。町が米里だけのために公共施設の町有地に案内板を設置するというのはいささか問題があるというふうにも考えてございます。今のところカーリングホール内には利用者に足を運んでいただけるように町内の飲食店のマップを掲示してございますし、公園の管理棟には町内の飲食店を紹介している小冊子「もせうしタウンガイド」も置いてございます。ほかにPRできるとすれば、公園入り口にある駐車場横の掲示板ですとかパークの受付、奥にある休憩所、さらには昨年設置しましたフードコーナーなどに米里までの案内図ですとか、好評であります米里の週替わりランチのチラシですとかメニュー表ですとか、そういったものを掲示することは可能かと思います。新たに案内板を設置するのではなく、既存のものを活用したPRの仕方をペペル側とも検討していきたいというふうに考えてございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁といたします。

- ○議長(渡会寿男君) 答弁が終わりました。再質問ありますか。 7番議員、小林一晃君。
- ○7番(小林一晃君) ただいまの答弁の中で、町内にはいろいろな飲食業者もおられるので、米里だけの特別な案内板を設置するのは行政としていかがかなということで設置について難色を示されているわけですが、行政としては分かるわけですが、しかし先般の行革の中でも報告がありましたように、ペペルの経営については令和2年度については約4,000万、令和3年度については3,600万の赤字経営ということでもあるし、米里自身の年間計画についても、年間3,400万円の計画に対して3,200万何がしの売上げ実績ということで、約200万近い計画に対してのマイナスであると、こういうような状況もありますし、パーク場については先ほども申しましたように、町外からいろいろな大会があるごとに来られる方が非常に多いわけで、大会等があれば大体午前中いっぱいはかかる。そしてまた、これから7月から8月にかけてウオータースライダーが稼働し、そうした中で大変大勢の親子連れが訪れる。行政だからといって、赤字経営の中で何とかそれを解消するということの中では、経営している特定なところに対するPRも私は必要でないかというふうに思います。

答弁の中では、大げさなものでなくて案内板だとか、あるいは機械室に掲示するとか、

そういうことでも充分だと思うのですが、ここにペペルの米里の6月の週替わりランチ案内板というのがあるわけですが、ペペルの米里で働いている方々については少しでも計画に基づいたそれなりの収益を上げようということで、週替わりランチということで、700円の消費税つきで週替わりでいろんなメニューを提示している、こういうものがあるわけです。そして、コーヒーだとかウーロン茶はサービスしますよと。こういうものを駐車場なりどこかで見て、帰りがけに寄っていこうかなという、そういう気持ちを誘うことにつながるので、答弁の中では大きな看板をかけるとかそういうことについては難色があるということで、伝言板だとか、あるいは機械室にこういうものを掲示してという、これで結構だと思うのですが、そういったことで米里のPR、そういったものを積極的にやって収益につなげていくべきだと思うし、これからT、8月にかけてのウオータースライダーの稼働のときには親子連れが大勢集まるわけです。そういう人たちにも分かるような、そういうような方法等についてできればお願いしたいと思いますが、そういったことについての考え方について再度お伺いしたいと思います。

- ○議長(渡会寿男君) 答弁願います。町長。
- ○町長(田中一典君) ただいまの議員の再質問に対してお答えをいたします。

ただいま答弁した中におきましては、まず町の立場ということと、それからご指摘ありましたように振興公社社長として利益を上げるという、この2つの立場が私にはございまして、先ほどの答弁の中で町の中にお金を落としてもらうように誘導するという仕事が1つはございますし、ご指摘のようにペペルのレストランを繁盛させるという2つの大きな使命がございます。これに対しましては、ペペルのリニューアルに併せては両方、町の中に行って米里にも展開していくような、人の足を向けるような施策を考えながらご指摘の提案を考えていきたいと思いますが、現在のところは先ほど再質問でおっしゃった770円の週替わり定食、非常に人気がございまして、これが今集客に力を注いできてくれているところございます。これなどを来客施設のパーク場の中に展開していきながら、まずはその道を探っていきたいと思いますので、これをもって答弁とさせていただきます。

- ○議長(渡会寿男君) 答弁が終わりました。再々質問ありますか。
- ○7番(小林一晃君) ありません。
- ○議長(渡会寿男君) 以上で7番議員、小林一晃君の一般質問を終わります。 次に、8番議員、田中春夫君。
- ○8番(田中春夫君) (登壇) 通告に従いまして質問をさせていただきます。

1つ目は、合葬墓が必要ではないかということで、親族がいないなど様々な事情でお墓の継承や焼骨の管理が困難になることが予想されます。家族のつながりがしっかりしている場合は、先祖代々のお墓は引き続き引き継がれています。身寄りのない高齢者、家族が遠方におり、自分は最後まで妹背牛に住んでいたいと言います。近年では自治体で数千円から数万円程度で利用できる合葬墓を開設しています。一部の自治体に住むしか利用でき

ません。いつまでも住み続けるために、妹背牛町にも合葬墓を開設できないかお伺いいたします。

2つ目は、非核平和のまち宣言を生かした取組についてです。本町では平成7年2月に 非核平和のまち宣言が上げられました。このモニュメントの中に、私たち妹背牛町民は、 非核三原則の実現を願い、明るく住みよい幸せな町民生活を守る決意を表明し、ここに非 核平和のまちを宣言と書かれています。8月6日には広島、また8月9日には長崎で、原 爆が投下された時刻に、原爆死没者の冥福と世界恒久平和の実現を祈念するために、平和 の鐘と同時に消防署のサイレン吹鳴を合図に原爆死没者に平和を誓うようにしています。 原爆投下の日に広島、長崎で行われる原水爆禁止世界大会に、妹背牛町在住町民や中学生 や高校生代表を募り、式典に出席させる取組ができないかお伺いいたします。

3つ目は、消費税のインボイス制度の中止、延期を政府に。消費税のインボイス制度の中止、延期を求める意見書が全国各地で広がっています。インボイス制度は、消費税を価格に転嫁できない零細業者も課税業者になることを狙っています。この制度は、事業者間の取引慣行を壊し、免税店制度を実質的に廃止するものであるとも述べています。そして、多くの中小零細業者はコロナ危機に取り組んでおり、インボイス制度への登録、経理変更準備に取りかかる状況になく、これ以上の負担は難しいと言われています。インボイス制度についてどのような認識があるのかお伺いして、再質問を留保して終わりといたします。○議長(渡会寿男君) 答弁願います。

住民課長。

○住民課長(石井昌宏君) 私から1点目の合葬墓の関係についてご答弁申し上げます。 複数の遺骨を合同で埋葬するお墓、これを通告書にあります合葬墓としてお答えさせてい ただきます。

墓地の設置や運営、火葬や遺骨の埋葬につきましては、墓地埋葬等に関する法律により必要な規定が定められてございます。墓地の埋葬につきましては、自治体が設置する墓地や民間の霊園、寺院の納骨堂などに納めることとされ、これまでは家族単位で埋葬することが一般的になってございました。しかし、少子高齢化の進行や核家族化、継承者の家庭事情等からお墓の管理や継承が難しいケースも出てきてございまして、他の墓地や納骨堂に移す改装、あるいは生前にお墓を撤去して更地に戻す墓じまいをする方も少しずつ増えてきてございます。その際の遺骨の埋葬先として、これまでの家族単位ということから変わりまして、血縁関係のない見ず知らずの方とも一緒になる合葬墓を利用する方が増えてきてございます。

そうしたニーズに対応しまして、自治体でも合葬墓を整備する動きが少しずつ広がってきてございます。近隣では、砂川市が平成29年に、深川市が平成30年にそれぞれ1,500体の、赤平市が令和2年に2,000体の遺骨を埋葬できる合葬墓を整備してございます。砂川市と深川市は市内の方に利用を限定してございますが、赤平市は市外の方も利用できる施設になってございまして、また旭川近郊でも他市町の方が利用できるような

施設も整備されてございます。本町におきまして合葬墓の整備については、数件の要望が 町にもございましたが、現状では具体的に合葬墓のニーズが顕在化している状況にはござ いません。また、整備には多額の費用を要し、維持管理費もかさむことから、現時点では 合葬墓を整備する予定はございませんので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、ご答弁 とさせていただきます。

- ○議長(渡会寿男君) 副町長。
- ○副町長(滝本昇司君) 2点目の原水爆禁止運動についてご答弁申し上げます。

国民の声を背景に1955年、昭和30年8月広島で第1回目、翌年には長崎で第2回目の原水爆禁止世界大会が開催されました。以降毎年開催されておりまして、この大会への参加について確認をしましたところ、各地域の原水爆禁止協議会が中心となり派遣者を募集しているとのことでございました。また、協議会以外では、数は多くありませんが、道内の自治体でも町民や中高生を派遣するなどの取組のほか、派遣に対する助成を行っている自治体もございます。

そこで、議員ご質問の本町在住の町民や中高生代表を原水爆禁止世界大会に参加させる取組ができないかという件でございますが、日本が世界で唯一の被爆国として平和な社会と核兵器のない世界を町民や中高生に継承し、原爆を風化させないという観点からも、世界大会への参加は大変意義深いものと考えます。また、先ほど議員からもありましたが、本町では非核三原則の堅持と恒久平和の実現を願い、平成7年に非核平和のまち宣言をしている中、世界大会への参加はこの宣言をより町民に浸透させる非常によい機会であると考えます。しかしながら、私の知る限りではこれまで町民から町に対してぜひ参加したいといった要望はなく、これを行政側による一方的な派遣としたならば、いろいろと問題等もあろうかと思います。参加者本人の意思で取り組むことが重要で、町民自らが平和活動のため世界大会に参加するといった強い気持ち、その機運が高まれば、助成制度も含めまして派遣について検討することも必要と考えてございます。

以上、ご理解いただきますようお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。

- ○議長(渡会寿男君) 企画振興課長。
- ○企画振興課長(廣澤 勉君) 私のほうから議員3つ目のご質問のインボイス制度についてご答弁申し上げます。

インボイス制度の導入につきましては、2019年の軽減税率の導入により、消費税という1つの税金の中に8%、10%と複数の税率が存在することになったことに起因してございます。納税額を計算しやすくし、事務処理を効率化することを目的にこの制度がつくられ、事業者が消費税の仕入額控除を適正に計算するために必要な制度であると認識してございます。また、現段階での案ではございますが、制度の円滑な導入のため、制度実施の来年の10月、それから先3年間は免税業者からの仕入れについて80%を、さらにその後3年間についても50%の仕入額控除を可能とする6年間の経過措置が設けられるとも聞いてございます。また、免税業者から課税業者になったとしましても、簡易課税制

度を選択することで簡易な計算で仕入額控除を行うことができるとも伺っているところで ございます。

いずれにしましても国税庁からインボイス制度に関する詳細な情報は届いてございません。町民の皆さんが支払われた消費税ができるだけ正確に納付され、また事業者の皆さんにできるだけ負担をかけないような仕組みの構築が望まれているところでありますので、町としましても関係機関と連携を図りながら情報収集に努め、今後の国の対応を注視してまいりたいと考えてございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁といたします。

- ○議長(渡会寿男君) 答弁が終わりました。再質問ありますか。 8番議員、田中春夫君。
- ○8番(田中春夫君) 1点だけですけれども、合葬墓についてですけれども、課長からも紹介ありましたけれども、近隣の深川、赤平、砂川でも開設されていると。近隣の市町村で東川町では少子化、核家族化、お墓の継承など、新たなお墓のニーズということで平成27年に墓地に関する意識調査を行っているとお聞きしました。そういう意味では、妹背牛町でも調査をしながら合葬墓を検討することができないか、亡くなってからでも住んでよかったという妹背牛町を感じられるお墓をつくっていただきたいということをお伺いして終わります。
- ○議長(渡会寿男君) 答弁願います。住民課長。
- ○住民課長(石井昌宏君) 再質問につきましてご答弁させていただきます。

町では現在整備予定がないことから、要望調査等をこれまで行ったこともなく、希望がどの程度あるかも現在は把握してございません。また、町への直接的な要望もごく少数しかなく、合葬墓に対する町民機運の高まりがある状況とは判断してございません。しかし、議員ご指摘のようにやむを得ない事情で遺骨の処理に困る方が今後出てくることも事実であると考えてございまして、その対応については検討したいと考えてございます。また、その検討に当たりましては、仏教関係者とも充分に協議する必要があると考えてございます。お墓を守る後継者がいなく墓じまいや遺骨の処理を心配される方につきましては、ご自身の菩提寺や檀那寺にご相談されることをお勧めしておりますし、また現時点では町内外の方も受入れ可能な合葬墓が近隣にございますので、そちらの利用等をご検討いただきたいと考えてございます。

- ○議長(渡会寿男君) 答弁が終わりました。再々質問ありますか。
- ○8番(田中春夫君) ありません。
- ○議長(渡会寿男君) 以上で8番議員、田中春夫君の一般質問を終わります。 次に、5番議員、広田毅君。
- ○5番(広田 毅君) (登壇) 通告に従いまして質問をいたします。 基幹産業である農業、とりわけ水稲の田植作業につきましては、幸いにも好天に恵まれ、

無事終えることができました。豊穣の秋を迎えることを期待したいところであります。

さて、一方では、農業情勢につきましては、従前よりの消費の減少に加え、コロナ禍による外食等の落ち込みなどによる米価の下落、国による水田活用産地交付金の見直し、肥料など生産資材の高騰など、農業経営を揺るがす事態となっております。そこで今回は、町政執行方針を核とした農業振興についてお伺いをいたします。

1点目、町長は町長就任以来、町政執行方針の中で農業振興について米主産地の確立を 再三掲げられていますが、本町はいまだに米の主産地として確立をされていないのでしょ うか。確立されていないと考えていらっしゃるのであれば、どの点が確立をされていない のかをお伺いいたします。

2点目、水田活用産地交付金見直しにつきましては、執行方針では今後の情報をいち早く収集し各農家に周知するとありますが、各農家によっては受け止め方に非常に温度差があるように感じられます。再生協議会などを通じて正確に周知をされているのかをお伺いいたします。

3点目、農作業省力化の推進と労働人員確保対策の検討についてですが、執行方針ではGNSS研究会を通じてさらなる省力化や省人化に向けて有用な技術を検証するなど事業を拡充とございますが、町とGNSS研究会の関係について、それから労働人員確保につきましては関係機関と協議、検討するとありますが、検討されたのでしょうか、お伺いをいたします。

再質問を留保して終わります。

○議長(渡会寿男君) 答弁願います。町長。

○町長(田中一典君) ただいまの議員のご質問に対し答弁をさせていただきます。

まず、1番目のご質問にありました米の主産地としての確立についてお答えをいたします。新型コロナウイルス禍によりまして、外食産業の低迷、家庭での米消費量の減少などに起因する米価下落など、米を取り巻く状況は非常に厳しいものがございますが、本町農業者の皆さんのたゆまぬ努力により栽培技術の向上、米穀乾燥調製貯蔵施設の色彩選別機などの効果により米の品質の均一化が図られ、市場からも高い評価を得てきたところでございます。米の主産地としてほぼ確立しているものと考えております。今後におきましても米の需要減少は継続していくものと予想されます。また、ますます産地間競争は厳しさを増すことから、これからも安定した生産と品質をさらに向上していくことが重要であると考えております。そのため、良質米の安定生産を目的として昨年度より実施してきました良品質米栽培助成事業を引き続き行い、ケイ酸資材の追肥の実証と普及を進め、さらなる高品質米の生産を目指し、主食用米の主産地としての地位向上に今後も努めてまいりたいと思います。

次に、2番目の水田活用産地交付金の見直しについての再生協議会から各農家への周知 についてお答えをいたします。昨年11月末国から、水田活用の直接支払交付金について 今後5年間に一度も水張りが行われない農地は交付対象水田としない方針が示されました。 併せて、多年生の牧草の助成単価について、令和3年度までは10アール当たり3.5万 円だったものが、令和4年度から収穫のみを行う年は10アール当たり1万円とすると示 されたところであります。本町におきましても交付対象水田の見直しの影響を受ける施設 園芸、また全面転作、育苗施設等、該当する圃場が複数あることを確認してございます。 また、多年生の牧草の単価見直しにつきましても約16ヘクタールほどが影響を受ける見 込みであります。再生協議会からは各農家への周知について、昨年12月24日、そして 本年3月7日開催の再生協議会幹事会におきまして、交付金見直しの概要説明、そして道 から示された見直しへの対応であるロードマップ、道が実施した見直しに係る実態調査結 果概要などの説明を行い、各農業者への周知を依頼してきました。また、6月3日に本年 多年生牧草の作付を予定している農業者へ改正内容のお知らせを行い、現時点での播種の 条件、また道の枠での緊急助成の内容などを個別に周知してきております。それから、ま だ各農家への周知はされていないかもしれませんが、先日6月13日に開催しました再生 協議会幹事会において、本町再生協議会から道再生協議会へ提出しました本町における5 年間での水張りを困難とする課題、以下の3点について、1つ目は、水稲育苗施設の交付 対象水田としての継続措置、2つ目、施設花卉栽培等に係る措置、3つ目、多年生牧草の 単価見直しについての内容と予想影響面積の説明を行い、各農業者への周知を依頼してお るところでございます。このように一部確定した内容につきましてはいち早く周知を図る とともに、現在協議中であったり不確定な内容につきましては間違って伝わる場合もあり ますので、なるべくその経過をお知らせしたいと考えております。

次に、3番目の農作業省力化の推進と労働人員確保対策の検討についてですが、まず町とGNSS研究会の関係につきまして、平成27年3月に妹背牛町GNSS研究会が設立されたときより研究会の事務局として関わってきております。主な内容としては、日頃の研究会の事務作業や昨年まで実施していましたRTK—GPSリース事業の取りまとめ、また毎年のRTK—GPS均平システム利用事業の春、秋2回の会員への周知、取りまとめなどを行ってきております。

次に、労働人員確保に係る関係機関との協議、検討の状況についてですが、現在のところ農協等の関係機関との協議、検討はまだ行っている段階ではございません。しかしながら、とりわけ春の水稲播種作業や田植時期における労働力確保の問題は喫緊の課題であると認識をしております。参考までに北いぶき農協のほうでも実施しておりますスマートフォンでの求人、求職のマッチングアプリデイワークの運用状況についてご案内しますが、このアプリは1日単位で生産者と求職者をマッチングする直接雇用形式のサービスでありまして、北いぶき農協では令和3年よりサービスの利用を開始し、各組合員には昨年、今年と3月開催の農事組合別懇談会にて内容を説明し、利用の案内をしてございます。アプリの利用料金は生産者、求職者とも現在のところ無料であり、契約の詳細について農協は直接関与はしておらず、生産者とアプリ事業者との間で管理をしているとのことで、労働

災害等は求人農家の責任になるため、労災保険または傷害共済への加入を行うようお願いをしているところであります。この運用状況につきましては、道内の59のJA、うち空知管内9つのJAでこのサービス利用を開始しておりまして、6月7日現在本町でも3件の利用登録がございます。うち1件が契約が成立しているとのことでございまして、今後も組合員に対し利用案内を継続していくとのことでございます。

いずれにいたしましても今後には農作業の省力化に向けた実現可能なICT技術検証、この中身はドローンによるリモートセンシング技術を活用したピンポイント施肥の有効性や虫病、密播と田植機の自動操舵等の有効性など、これらを併せて労働人員の確保対策については非常に難しい問題ではございますが、どのような対策が有効なのか各関係機関と今後協議、検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長(渡会寿男君) 答弁が終わりました。再質問ありますか。 5番議員、広田毅君。

○5番(広田 毅君) 質問の内容が多岐にわたっておりまして、私自身も少し混雑するところもあろうかと思いますけれども、まず1点目の米の主産地の確立についてでありますが、今町長に答弁いただきましたとおり、主産地としてはかなり前から確立されているのではないかなと思っております。ですから、町政執行方針に毎年のように米の主産地の確立と書かれているのは私にとっては違和感があったものですから、再度確認の意味でご質問させてもらったのです。

そして、主産地の確立のところに、今町長もおっしゃっておられましたけれども、良質米の安定した生産を目的として去年から良質米栽培助成事業を実施しております。本年も継続してケイ酸の追肥に対する助成を行い、実証及び普及を進め、高品質な生産を啓蒙し、さらにブランド力を高めて、主食用米の主産地としての地位向上を目指す、そんなふうに今年の執行方針には書かれています。そういったことを踏まえて、大きな表題の1点目について2点ほど質問させていただきます。

まず1点目、良質米栽培助成事業ではケイ酸肥料の助成を行い、本町では令和2年度の実績では35戸120~クタールが事業参加しているとお聞きしております。全体の事業費につきましては900万、購入助成は80%、JAが450万、3町で450万、本町では案分分の150万円を負担する令和5年度までの事業であります。この効果の検証はされているのでしょうか、お尋ねしたいと思います。また、肥料高騰によりケイ酸肥料も値上がりする予定と聞いておりますが、2日ぐらい前に妹背牛の生産資材課に問合せをしましたが、値段は上がるそうです。値上がり分の助成についてはどうされるのでしょうか。また、肥料全体、特に秋肥と言われておりますが、これから取りまとめをJAのほうでされるのですけれども、肥料全体の高騰対策もケイ酸資材だけではなくて考えておられるのかをお伺いします。

2つ目なのですが、ブランド力を高めて米の主産地としての地位向上を目指す件でありますけれども、ご案内のとおり妹背牛町の農家さん、北いぶき農協の傘下に置かれている状況にあります。そこにおいて本町のプライベートブランドである北彩香プレミア、それから超完熟米北彩香、これはふるさと納税の返礼品でも使われておりますし、たしかペペルの直売所でも置いていると思いますけれども、これ以外に販売されて各農家の所得向上につながるのでしょうか。行政としては直接販売はできない、そういう立場にあって、ブランド力を高めて、その後どうやって各農家の所得向上につなげていくおつもりなのでしょうか、それをお伺いしたいと思います。

大きな2点目、水活の見直しの件につきまして質問をいたします。先ほど答弁で幹事会 を通じて農家に細かく案内をしている、周知をしているといったようなご答弁をいただき ました。しかし、先ほど申し上げたとおり、私が感じているところでは農家によっては非 常に受け止め方に差があります。幹事さんの伝え方にもそれぞれよると思いますけれども、 今年はこの22日に参議院選挙が公示になりますけれども、選挙があるということで非常 に甘く考えておられる方もおられます。今年から始まったこの5年。5年のうちに参議院 選挙を通じて、選挙があるものですから、大きな見直しがあるのではないかというふうに 思っていらっしゃる方がいるのです。また、見直しがあればの話ですけれども、6年後に 白紙になるのでないかと言っている方もいるのです。そのたびにそうではないのだよとい うことは私なりにお伝えはしていますけれども、5年後の見直しについては非常に不透明 です。町長が言ったように道を挙げて要望は出しています。ブロックローテーションを9 年にするとか、そういった要望は上げていますけれども、本当にどういうふうになるか分 かりません。だからこそ今年スタートする今後の5年間は、言われている制度の厳格化を 守った上での作付をしておかないと、6年目になって大変なことになります。そういう感 覚でいらっしゃる方がそのまま今の状態で作付をしていくと、その方が少し高齢で、後継 者もいない方で、5年目にやめたということで離農されて、その後買われる方というのは、 もし見直しがなかったらどうなると思いますか、その後。米以外に作れなくなってしまう のです、その農地。だから先ほどから強く訴えているのです。正確に周知されているので すかと。

妹背牛町の内訳を言いますか。さっき町長言っていましたけれども。全転作されている方が19軒いらっしゃるのです。面積は147~クタール。温床として水田を利用されている方が48軒、18~クタール。花卉栽培を水田の地目でされている方、これは9軒で14~クタール。牧草が7軒、16~クタール。このことを見ても、地目が水田で、動かしようのない温床だとか花卉、深刻な問題ですけれども、こんなことを言ったら農家の方に失礼かもしれないけれども、単純に全転されている方、それぞれ事情があると思いますけれども、この方の動きを見ていると、いつになったら厳格化に沿った作付をされるのだろうと私自身も心配なところがあります。そういった意味で、幹事会の役員さんを通じてでももちろんいいです。だけれども、行政、農政課が事務局なのでしょう。そこが直接

各農家に、先はどうなるか分かりませんけれども、5年間のうちは今言われている制度の厳格化を守った上での作付をしてくださいというようなファクスを入れたらどうなのですか。先ほど言ったように、幹事の方を責めるわけではありませんけれども、人それぞれ伝え方が違うでしょう。受け取るほうのインパクトももちろんそれによって違ってきますから、今年がスタートなのですから今年が大事なのです。そういった意味で再度、直接ファクスなどを通じて周知することを検討していただきたいと思います。その辺のことをお聞かせください。

大きな表題の3点目、農作業の省力化推進の件です。町政執行方針ではGNSS研究会を通じて省力化を推進すると文言が出ています。先ほど町長言われたように、平成27年ですか、会が設立されて、それ以来行政のほうが事務局を担っているのだというようなお話です。町長覚えていらっしゃるかどうか分かりませんけれども、私は令和元年の第3回、9月の定例です。において、スマート農業の実証プロジェクト、新十津川だとか岩見沢、美唄で行われているものです。を道で担当しているのは農政部生産振興局技術普及課であり、北海道スマート農業推進協議会が進めているので、本町のGNSS研究会はこの協議会に参加されているのですかと質問しました。覚えていますか。そのときの回答は参加しておりませんという回答だったのです。そこで伺います。

まず1点目、その後北海道スマート農業推進協議会に参加されたのですか。また、GNSS研究会ではどのような形で町と連携しながら農作業の省力化のために取組をされているのか伺います。私には、失礼かもしれませんけれども、助成金事業の受皿の組織としか見えません。ICT技術の検証、スマート農業の推進の旗振り役としてGNSS研究会を育成していくべきと考えますけれども、この件について答弁をお願いいたします。

2点目、ドローンを使用した生育分析を実施し、ピンポイントでの施肥の有効性を検証すると先ほど町長もおっしゃっておりましたけれども、本町ではドローン導入支援事業には後ろ向きで、これは無人ヘリとの兼ね合いなのです。ですから、今まで事業展開もしてこなかった経緯があります。去年、経済文教常任委員会と農業委員さんとの意見交換会の場を持ちました。その場でもドローンの導入助成を検討してほしいという意見が多く出ました。ドローンを使った肥料のピンポイントという話、まだこれからの話ですけれども、実は非常に難しいです。簡単なものではないのです。個人では今できません。さっき町長もおっしゃっていましたが、リモートセンシングのドローンというのがあるのです。P4Mというやつ、これを使わないとできないのです。それを飛ばして生育状況を調べて、そのデータを解析する会社があるのです。スペースアグリという会社、ここに送ってそのデータを解析して、例えば肥料であればブロードキャスターという肥料をまく機械があるのです。ブロードキャスターというのはそれだけではどうにもなりません。また専用の周辺機器が要るのです。そのデータを周辺機器に落とし込んで初めて成立する仕事なのです。お金も相当かかりますし、今のところ個人では、個人で妹背牛でもドローンを持っていらっしゃる方はいっぱいいらっしゃいますけれども、そのアプリだとかそういうものは市販

されていませんから、個人でやることはできないのです。だから、どういうふうにされるのか、調べられた上で執行方針に書かれたのかどうか分かりませんけれども、どういうふうにしてやられるおつもりなのか伺いたいと思います。

それから、先ほど言いましたけれども、ドローンの希望も結構、無人ヘリとの関係もありますけれども、ドローンの助成についていま一度町長の考え方を伺って、再々質問を留保して終わりたいと思います。

- ○議長(渡会寿男君) 答弁願います。町長。
- ○町長(田中一典君) 議員の再質問に対してご答弁を申し上げます。

まず1つ目、ケイ酸肥料、米の主産地として確立していることは分かっているでしょうということで、良質米栽培助成事業の中でケイ酸を今使っているがと。これは、現時点で35万120~クタールが妹背牛町でも事業参加しているとおりでございます。900万円のうちの80%をJA、残りの350万円を3町で案分ということで150万円ということで今まで来てございます。これに関しましては、実績として1年、2年、3年という時間の中で評価するということになっておりまして、1年目だけでは評価が確定している状況ではございませんし、データが届いている状況ではございません。これは、2年、3年後データが届いた段階でお示しできると思っております。

また、先ほどケイ酸資材も含め肥料の値段が上がっていることに対してどういうふうに 対応しているかということでございますが、昨年度より実施したこの事業、3年間という 計画でやっていこうと考えております。実績として行われてきた中で、助成額の算出につ いて今まで計算してきた計算方法よりも多少値段が上がっていくということは事実でござ いますので、これに関しましては農協、それから3町含めて相談をさせていただきまして、 続けていく方向で助成に関して検討させていただきたいと思います。また、結果につきま しては、耐病性、耐倒伏性の向上、不稔発生に効果があるということで今後も続けていく つもりでございます。2年、3年と出てきた経過に関しましてデータをお示しして、この 有効性についてお話をさせていただきたいと思っております。

次に、肥料全般にわたってのご質問を良質米栽培事業に関するケイ酸の肥料と一緒にお話をされたところでございますけれども、先ほど参院選というお話がございました。国のほうでは参院選が終わった段階でこれに関する肥料対策、それから補正予算、どういうふうにしてやっていくかということを示したいというふうに話は聞いておりますけれども、これがどういうふうにされるかということに関しては一切まだお話がございません。それと、先ほど参院選がどのような結果に終わるかということに対して非常に楽観的に見ていられる農家の方が多い。もしかすると白紙になるのではないかという希望を持たれている方もいるようですけれども、これは確かに違う方向になって、厳格化の方針は全く変わっていないと私たち、農政と一緒に認識をしております。ですから、肥料に関しましては、肥料の高騰ということははっきりしておりますので、これは国に対して、道に対してしっ

かりと政策に掲げられたような形で支援を要求していくものとなると思います。

2番目、水田活用利用法に関しまして、幹事さんを中心に今報告をさせてもらっております。しかし、この5年のうちに大きな見直しがあって、それが元に戻ると思っている農家さんがいらっしゃるというご指摘でございました。これに関しましてはご指摘のとおり、幹事さんを通じてだけではなく、全農家に対しまして厳格化されて変わらない方向性に関してきっちり受け止めて、どういうふうにしていくかという対応を取らなければいけない事実に関してしっかりと連絡をさせていただきたい、これは確約をさせていただきます。

次に、農作業の省力化推進ということでございますが、令和元年第3回、9月定例会でいただいた新十津川、岩見沢の農業、ご指摘ございましたとおり、道スマート農業の部会に私たち妹背牛町は参加していないという事実を報告させていただきました。これに関しましては、今うちは……

## (何事か言う者あり)

○町長(田中一典君) 空知のやつにだけは参加しているという状況でございます。厳しいご指摘ありましたように、助成金事業の受入先としか見えないというGNSS研究会に対してのご指摘でございますが、将来ドローンを利用したり、あるいはリモートセンシングなんていう高度な技術を利用してやっていく、データ解析などの周辺機器も含めた高度な農業に向かっていく時代の流れはあると思いますけれども、現状ご指摘のようにヘリの農作業の組合がございまして、ドローン利用に対して町農政は後ろ向きであるということでございますが、これは後ろ向きというよりも、現時点であるものとこれから現れてくるもののバランスをどういうふうに取りながら、どっちの方向に進んでいくかという議論がもう少し煮詰まってくる必要があると思っております。ですから、言葉では言いましたけれども、リモートセンシングが簡単なものではなくて、物すごく高度な技術を使った、周辺機器だけではなくて業界とも結びつかなければいけないという意味では、確かに農政部とつながった道スマート農業とつながっていくということが将来的には必然だと思っておりますけれども、現時点で採算の取れる形で動いているものの中とどう調和していくかということは、これから現場の農業をやっている方、それから農政ともしっかり相談させていただいて、新たな方向に進める道筋を探していきたいと思っております。

最後になりますが、ドローンの助成についてどう考えるか。これは、農政のほうとはこの問題については非常に動きが難しいと考えている段階でとどまっておりますけれども、これから新たにドローンを使いたい、リモートセンシングまではいかなくてもドローンを使って肥料をまいたり、あるいは播種をしたり、そういう動きについて妹背牛の農政としてもどの方向にどういうふうにロードマップを持って進んでいったらいいか、充分検討させていただきたいと思います。

以上をもって再質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長(渡会寿男君) 答弁が終わりました。再々質問ありますか。 5番議員、広田毅君。 ○5番(広田 毅君) 再々質問をさせていただきます。

私の質問の中で、ブランド力を高めて北彩香、独自のブランドの答弁をいただいておりませんけれども、時間が大分押しておりますので、それは後でも結構です。

最後に、担い手育成の確保についてだけお伺いします。令和元年度に私この問題についてもお尋ねしています。本町の農業後継者の状況についてはそのとき、元年ですよ。最新のものは持ち合わせておりません。農家戸数は186戸、12法人、平均年齢56.5歳、後継者については60歳代で後継者のいない農家が38戸、70歳代では23戸と伺っております。今日は農業委員会さんもいらっしゃるので、差しさわりがあると困るのでどこの行政区とは申し上げませんが、先日地元の農業委員さんから農地の購入希望の取りまとめの案内があったようです。実は1度に7軒、農地面積で50へクタールぐらいの非常に大きなあっせんの申出があった。肥料の高騰、後継者の問題、それから水活の見直しですか、いろんな複合的な問題でこの7軒の方が離農に向かって進んでいるということは間違いのないことです。それだけ後継者問題というのは待ったなしの状況なのです。

振り返ってみると、本町では新規就農者の募集、新規就農者というのは特に水稲に関しては非常に難しいです。しかし、この募集については北海道担い手育成センター、それから経営継承事業、国の新規就農者支援総合対策の3本柱しかないのです、本町には。あと少しあるのは、受入農家に対して月に2万5,000円支給するだとか、指導農家さんには1日1,500円支給しますよというのはあります。本町独自の。それ以外にないのです。さっきも言いましたけれども、私の令和元年の後継者問題についての質問で町長はこういうふうに答えられています。議員ご指摘の1番目にありました、農家の中にこれからリタイアしていく人たちの大きな圃場をどういうふうに吸収していくかという政策的に大きな問題がございます。これを含めて私たちの農政がどういうデザインを描いていけるのか、先ほどの最先端事業を含めまして私たちの姿をお出ししていきたいと思います、そういうふうに答えられています。これらのことを踏まえて質問をさせていただきます。1点だけです。

本町の後継者不足問題、新規就農者対策については、私は積極的な事業展開が、先ほど言いましたように新規就農者は難しいです。しかし、町としてきちっとした姿勢を示すべきではないのですか。どうも私には受け身な姿勢にしか受け取れません、今の状況は。近隣の対策をちょっとご紹介します。多分御存じだと思いますけれども。沼田町には、農業の担い手を確保して新規就農希望者の研修から就農までを一貫して支援することを目的に昨年度設立されたぬまたアグリファームというのがあるのです。きちっとこういう制度がある。また、今後加速が見込まれる離農を食い止めようと、農業の担い手となる地域おこし協力隊の募集を始めた町もあるのです。地域おこし協力隊を新規就農者に当てるといった取組です。これは滝川市と砂川市でやられております。また、優良農地の継承だとか担い手育成確保を推進するため、新規就農希望者を雇用して独立に向けた支援を行うために設立された深川未来ファーム、これもしっかりとしたものがあります。このように近間で

も新規就農者、また継承に向けてそれぞれいろんな組織をつくられている自治体があるわけです。自治体だけでやっているわけではないのです。これはみんな、コンソーシアムではないですけれども、改良区だとか普及所だとかJAを巻き込んだ組織になっています。そういった組織が必要なのではないですか。先ほども言いましたけれども、難しいですけれども、そういう姿勢を見せることが、町長がいつもおっしゃっている基幹産業は農業ですということにつながるのではないのですか。私はそういうふうに思いますけれども、そのことについてお伺いをして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長(渡会寿男君) 答弁願います。町長。

○町長(田中一典君) 議員の再々質問に対してご答弁を申し上げます。

最後に言われました担い手の確保、現状50~クタール、1度に7戸分の農地の購入希望のあっせんが行われたという情報、私も少なからず耳にしております。現在水稲に関しましては、参入が非常に困難な、また非常に大規模なお金が動くということで、後継者問題が非常に難しいということは私も感じておりますけれども、現状国では3本柱しかなく、このように空いてくる農地をどのように吸収していくか、農政がどういうふうにデザインしていくのかということをお尋ねになったと思います。

沼田町、確かに令和3年度ぬまたアグリファーム、また今後加速が見込まれる離農を食い止めるように地域おこし協力隊をそこに当てている砂川市、滝川市のご指摘がございました。また、深川では未来ファーム、新規就農者をそこにあっせんして張りつける方向でいっていくと思います。近隣では確かに改良区、JAを巻き込んで、自治体がその中で新規就農者の支援展開をしていくということでございますが、私もこれに関しましては妹背牛町の将来にわたってしっかり検討して進めていきたいと思いますので、そのご答弁を申し上げまして答弁とさせていただきます。

○議長(渡会寿男君) 以上で5番議員、広田毅君の一般質問を終わります。 これで一般質問を終了します。

ここで昼食のためしばらく休憩をいたします。なお、再開につきましては午後1時30分といたしたいと思います。よろしくお願いをいたします。

休憩 午前11時59分 再開 午後 1時30分

○議長(渡会寿男君) それでは、定例会を再開いたします。

◎日程第8 議案第27号

○議長(渡会寿男君) 日程第8、議案第27号 妹背牛町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長。

- ○住民課長(石井昌宏君) (説明、記載省略)
- ○議長(渡会寿男君) これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 質疑を終わります。 これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 討論を終わります。

これより議案第27号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 異議なしと認めます。 したがって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

## ◎日程第9 議案第28号

○議長(渡会寿男君) 日程第9、議案第28号 妹背牛町介護保険条例の一部を改正する条例についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長。

- ○住民課長(石井昌宏君) (説明、記載省略)
- ○議長(渡会寿男君) これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 質疑を終わります。 これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 討論を終わります。

これより議案第28号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

## ◎日程第10 議案第29号

○議長(渡会寿男君) 日程第10、議案第29号 深川地区消防組合規約の一部を変更 する規約についての件を議題とします。 提案理由の説明を求めます。

総務課長。

- ○総務課長(北口信彦君) (説明、記載省略)
- ○議長(渡会寿男君) これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 質疑を終わります。 これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 討論を終わります。

これより議案第29号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 異議なしと認めます。 したがって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

# ◎日程第11 議案第30号ないし日程第12 議案第32号

○議長(渡会寿男君) 日程第11、議案第30号 北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約についてから日程第13、議案第32号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約についての3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

- ○総務課長(北口信彦君) (説明、記載省略)
- ○議長(渡会寿男君) これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 質疑を終わります。 これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 討論を終わります。

これより議案第30号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

これより議案第31号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

これより議案第32号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

## ◎日程第14 議案第33号

○議長(渡会寿男君) 日程第14、議案第33号 令和4年度妹背牛町一般会計補正予算(第3号)の件を議題とします。

議案を朗読させます。

- ○事務局長(菅 一光君) (朗読、記載省略)
- ○議長(渡会寿男君) 提案理由の説明を求めます。総務課長。
- ○総務課長(北口信彦君) (説明、記載省略)
- ○議長(渡会寿男君) これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 質疑を終わります。 これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 討論を終わります。

これより議案第33号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第15 議案第34号

○議長(渡会寿男君) 日程第15、議案第34号 令和4年度妹背牛町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の件を議題とします。

議案を朗読させます。

- ○事務局長(菅 一光君) (朗読、記載省略)
- ○議長(渡会寿男君) 提案理由の説明を求めます。住民課長。
- ○住民課長(石井昌宏君) (説明、記載省略)

○議長(渡会寿男君) これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 質疑を終わります。 これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 討論を終わります。

これより議案第34号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 異議なしと認めます。 したがって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

## ◎日程第16 議案第35号

○議長(渡会寿男君) 日程第16、議案第35号 令和4年度妹背牛町介護保険特別会計(サービス事業勘定)補正予算(第1号)の件を議題とします。 議案を朗読させます。

- ○事務局長(菅 一光君) (朗読、記載省略)
- ○議長(渡会寿男君) 提案理由の説明を求めます。住民課長。
- ○住民課長(石井昌宏君) (説明、記載省略)
- ○議長(渡会寿男君) これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 質疑を終わります。 これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 討論を終わります。

これより議案第35号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

## ◎日程第17 発議第6号

○議長(渡会寿男君) 日程第17、発議第6号 森林・林業・木材産業によるグリーン 成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書の件を議題とします。

説明は省略します。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 質疑を終わります。 これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 討論を終わります。 これより発議第6号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 異議なしと認めます。 したがって、発議第6号は、原案のとおり可決されました。

## ◎日程第18 発議第7号

○議長(渡会寿男君) 日程第18、発議第7号 食料安全保障の強化を図る新たな国の 予算確保と国民への理解醸成を図る意見書の件を議題とします。

説明は省略します。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 質疑を終わります。 これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 討論を終わります。 これより発議第7号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 異議なしと認めます。 したがって、発議第7号は、原案のとおり可決されました。

## ◎日程第19 議員の派遣について

- ○議長(渡会寿男君) 日程第19、議員の派遣についての件を議題とします。 朗読させます。
- ○事務局長(菅 一光君) (朗読、記載省略)
- ○議長(渡会寿男君) お諮りします。議員の派遣についての件は、これを承認することにご異議ありませんか。(「異議なし」の声あり)
- ○議長(渡会寿男君) 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣についての件は、承認することに決定しました。

◎日程第20 閉会中の所管(所掌)事務調査の申し出について

○議長(渡会寿男君) 日程第20、閉会中の所管(所掌)事務調査の申し出についての件を議題とします。

各委員長から、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の調査の申出があります。 お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の調査に付することに決定しました。

#### ◎追加日程の議決

○議長(渡会寿男君) お諮りします。

ただいま町長から議案第36号 妹背牛町企業版ふるさと納税基金条例の制定についてから議案第40号 物品購入契約の締結についての件が提出されました。これを追加日程第1から追加日程第5に追加し、議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号から議案第40号を日程に追加し、追加日程第1から追加日程第5として議題とすることに決定しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時09分 再開 午後 2時12分

○議長(渡会寿男君) それでは、再開いたします。

## ◎追加日程第1 議案第36号

○議長(渡会寿男君) 追加日程第1、議案第36号 妹背牛町企業版ふるさと納税基金 条例の制定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

企画振興課長。

- ○企画振興課長(廣澤 勉君) (説明、記載省略)
- ○議長(渡会寿男君) これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 質疑を終わります。 これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 討論を終わります。

これより議案第36号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 異議なしと認めます。 したがって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎追加日程第2 議案第37号

- ○議長(渡会寿男君) 追加日程第2、議案第37号 工事請負契約の締結について(令和4年度農業水路等長寿命化・防災減災事業4丁目集水路修繕工事)の件を議題とします。 議案を朗読させます。
- ○事務局長(菅 一光君) (朗読、記載省略)
- ○議長(渡会寿男君) 提案理由の説明を求めます。建設課長。
- ○建設課長(西田慎也君) (説明、記載省略)
- ○議長(渡会寿男君) これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 質疑を終わります。 これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 討論を終わります。

これより議案第37号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎追加日程第3 議案第38号

○議長(渡会寿男君) 追加日程第3、議案第38号 工事請負契約の締結について(令和4年度橋梁長寿命化修繕工事(小谷橋))の件を議題とします。

議案を朗読させます。

- ○事務局長(菅 一光君) (朗読、記載省略)
- ○議長(渡会寿男君) 提案理由の説明を求めます。

建設課長。

- ○建設課長(西田慎也君) (説明、記載省略)
- ○議長(渡会寿男君) これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 質疑を終わります。 これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 討論を終わります。

これより議案第38号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 異議なしと認めます。 したがって、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

## ◎追加日程第4 議案第39号

○議長(渡会寿男君) 追加日程第4、議案第39号 物品購入契約の締結について(令和4年度雪寒機械小型ロータリー除雪車購入事業)の件を議題とします。

議案を朗読させます。

- ○事務局長(菅 一光君) (朗読、記載省略)
- ○議長(渡会寿男君) 提案理由の説明を求めます。建設課長。
- ○建設課長(西田慎也君) (説明、記載省略)
- ○議長(渡会寿男君) これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 質疑を終わります。 これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 討論を終わります。

これより議案第39号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 異議なしと認めます。 したがって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

◎追加日程第5 議案第40号

○議長(渡会寿男君) 追加日程第5、議案第40号 物品購入契約の締結について(令

和4年度公共施設除雪用ホイールローダー購入事業)の件を議題とします。 議案を朗読させます。

- ○事務局長(菅 一光君) (朗読、記載省略)
- ○議長(渡会寿男君) 提案理由の説明を求めます。建設課長。
- ○建設課長(西田慎也君) (説明、記載省略)
- ○議長(渡会寿男君) これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 質疑を終わります。 これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 討論を終わります。 これより議案第40号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 異議なしと認めます。 したがって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

# ◎閉会の議決

○議長(渡会寿男君) お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全部終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により本日で閉会したいと思います。これにご異議 ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡会寿男君) 異議なしと認めます。 したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。 会議を閉じます。

#### ◎町長挨拶

- ○議長(渡会寿男君) 町長より挨拶の申出がありましたので、ご紹介します。 町長、どうぞ。
- ○町長(田中一典君) 今定例会の一般質問でいただきました案件を精査しつつ、基幹産業であります農業を巡る様々な諸問題をはじめ、町行政の取り組むべき諸課題は日々動きを見せている社会問題であると強く認識をしているところです。また、社会問題というものは、唯一の完璧な回答がどこかにあるわけでもなく、多面的なアプローチを通じた時間のかかる合意形成によって取り組んでいく性質のものだとも考えております。そのため、

関係機関と力を合わせ、問題に取り組む組織づくりも視野に入れて、出口戦略を目指した動きを加速させていきたいと考えております。議員諸氏からいただきました貴重な視点を深掘りし、行政活動に反映をさせていく所存です。

本日は全議案可決いただき、感謝申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。

# ◎閉会の宣告

○議長(渡会寿男君) これで令和4年第2回妹背牛町議会定例会を閉会します。 大変お疲れさまでした。

閉会 午後 2時29分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署 名 議 員